

介護保険料と 介護納付金

40歳以上になると、医療保険に加入している人は、介護保険制度に加入し、65歳以上の第1号被保険者は介護保険料を納めることとなります。

40歳以上64歳の第2号被保険者で、国民健康保険に加入している人は国民健康保険税の一部として、社会保険に加入している人は医療保険の一部として介護納付金を納めることとなります。

介護保険料

65歳以上の介護保険料は、介護保険事業特別会計予算に計上されます。



保険給付費など介護事業に要する経費から国庫支出金など収入見込み額を差し引いた額が介護保険料となります。所得に応じて5段階に区分けされています。介護保険料については、3年ごとに設定することになっていますので、本年度における改定はありません。

介護納付金

介護納付金は、国民健康保険税の一部として、医療給付費とともに国民健康保険事業特別会計の予算に計上されます。

国保分の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金(特殊法人)が納付額を決定し、それによって納付します。

社会保険診療報酬支払基金では、全国

老人保健制度

の市町村や社会保険の保険者から集められた納付金を全国的にプール(貯留)し、それを各市町村に定率交付します。これにより、高齢化の進んだ市町村の被保険者の負担が他の市町村に比べて重くなるのが避けられます。

今回の税率改正は、医療給付費分の税率改正と同じ理由によるものです。介護納付金から国庫支出金など収入見込み額を差し引いたもので、所得割などを組み合わせて一世帯ごとの介護納付金分の保険料額が決められます。

高齢者がお医者さんにかかるときの負担を軽くし、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人は、老人保健で医療を受けます。昭和7年9月30日以前に生まれた人は、引き続き老人保健で医療を受けます。老人保健制度の対象になっても、国保の資格はそのまま継続します。

老人保健拠出金は、介護納付金と同じように、社会保険診療報酬支払基金が、前々年度の老人医療費に基づき拠出額を決定し、それにより国民健康保険事業特別会計から拠出します。市町村への交付も同じです。

老人保健特別会計では、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や国庫負担金

国民健康保険被保険者証と 高齢受給者証の更新

国民健康保険被保険者証および高齢受給者証の有効期限が7月31日までとなっています。更新の日時、場所は次のとおりです。

7月30日(金)

- 午前9時から11時まで
野方環境改善センター
- 午後1時から4時まで
大崎町中央公民館第4会議室

※老人保健法医療受給者証(昭和7年9月30日以前に生まれた人)の更新はありません。

などで、医療給付費などをまかなっていただきます。

